

県土整備部公共事業事前評価実施基準

1 目的

この基準は、県土整備部が宮崎県公共事業事前評価実施要綱（平成18年4月1日定め）により行う公共事業の事前評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 事前評価の対象事業（実施要綱第2条関連）

事前評価の対象事業は、県土整備部が事業主体である公共事業で災害復旧事業など緊急を要する事業、維持管理事業を除くすべての事業で、全体事業費10億円以上のものとする。

3 事前評価の評価手法（実施要綱第5条関連）

（1）事業区分

事前評価に際しての事業区分は次のとおりとする。

- ①道路事業
- ②交通安全施設等整備事業
- ③河川事業
- ④ダム事業
- ⑤海岸事業
- ⑥砂防事業
- ⑦急傾斜地崩壊対策事業
- ⑧地すべり対策事業
- ⑨港湾改修事業
- ⑩港湾環境整備事業
- ⑪街路事業
- ⑫公園事業
- ⑬下水道事業
- ⑭公共県営住宅建設事業

（2）評価の方法

事業の重要度及び事業効率に関して評価を行う。事業の重要度に関する評価については、評価の視点及び評価項目を設定した上で、個々の事業種別ごとに事業の性格などの違いを考慮して項目ごとに必要な審査項目、判断基準を設定して、事業箇所ごとに点数化することにより事業箇所の整備優先度を数値的に判断する。

事業効率に関する評価は費用対効果（B/C）による評価とする。但し、費用対効果の算出方法が確立していない事業については、事業効率に関する評価は行わないものとする。

なお、新規事業箇所としての最終的な決定は、上記の評価結果及び予算上の制約に関する総合的な検討を行った上で判断することとする。

(3) 事業の重要度に関する評価

①評価の目的

- 費用対効果では捉えられていない、事業の必要性及び事業が生み出す多様な効果・影響等について評価を行う。
- 評価の結果を点数化することにより、事業箇所の整備優先度を判定する。

②評価の視点

評価の視点は、「成立性」、「必要性・有効性」、「実行性」の3つの視点から構成する。

a) 成立性

成立性に関する評価については、「上位計画との関連性に関する事項」、「他事業との関連性に関する事項」の2つの評価項目について評価を行う。

なお、「上位計画との関連性に関する事項」については、全事業共通の審査項目として「県の長期計画への位置付け」を設定する。

b) 必要性・有効性

必要性・有効性に関する評価については、「事業による効果に関する事項」、「環境への影響に関する事項」の2つの評価項目について評価を行う。

なお、「環境への影響に関する事項」については、全事業共通の審査項目として、「自然環境への影響に関する事項」を設定する。

c) 実行性

実行性は、事業を採択する場合に必要となる手続き等が行われているか、事業を計画どおりに円滑に進める環境にあるかどうかを評価するもので、「地元からの要望活動に関する事項」、「事業計画への住民参加に関する事項」の2つの評価項目について評価を行う。

【評価の視点及びそれぞれの視点における評価項目】

評価の視点	評価項目
成立性	上位計画との関連性に関する事項
	他事業との関連性に関する事項
必要性・有効性	事業による効果に関する事項
	環境への影響に関する事項
実行性	地元からの要望活動に関する事項
	事業計画への住民参加に関する事項

③評価結果の点数化

評価結果の客観性、透明性を図る観点から評価結果について点数化を行う。

なお、重要度に関する評価における評価の視点ごとの配点ウェイトは全事業で統一することとし、次のように設定する。

評価の視点	配 点
成立性	20
必要性・有効性	70
実行性	10
合 計	100

④整備優先度の判定

重要度に関する評価から得られた評価結果（総合点）に応じて、重要度ランク及び箇所整備方針を設定する。

総 合 点	重要度ランク	箇所整備方針
80点以上	I	優先的に整備を実施する箇所
79点～60点	II	計画的に整備を実施する箇所
60点未満	III	整備手法を検討する箇所

（４）事業効率に関する評価

事業効率に関する評価は、当該事業の費用（初期投資、維持管理費等）と受益者（利用者等）側の便益（効果を貨幣換算したもの）との比、すなわち費用対効果（ B/C ）により評価する。但し、費用対効果の算出方法が確立していない事業等については、事業効率に関する評価は行わない。

なお、新規事業として実施する場合の判断基準は原則として事業効果が事業投資を上回る（ $B/C \geq 1.0$ ）ものとし、 B/C が1.0未満の事業箇所を実施しようとする場合は、第三者による委員会に諮ることとする。

【事業効率に関する評価】

評価の視点	判断基準
費用対効果（ B/C ）	原則 $B/C \geq 1.0$

（５）総合評価

新規事業として事業実施可能な箇所は、事業の重要度に関する評価の結果が重要度ランク I、II で事業効率による評価の結果が $B/C \geq 1.0$ の箇所を原則とする。

このうち、予算上の制約（当該年度予算、事業全体に係る予算配分等）を検討した上で、最終的に新規事業要望（着手）箇所を決定する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

事業の評価

事前評価シート様式第1号、様式第2号

1 事業の重要度に関する評価

成立性

- ・上位計画との関連性に関する事項
- ・他事業との関連性に関する事項
(評価点)

必要性・有効性

- ・事業による効果に関する事項
- ・環境への影響に関する事項
(評価点)

実行性

- ・地元からの要望活動に関する事項
- ・事業計画への住民参加に関する事項
(評価点)

事業の整備優先度の判定

総合点	重要度ランク	箇所整備方針
80点以上	I	優先的に整備を実施する箇所
79点～60点	II	計画的に整備を実施する箇所
60点未満	III	整備手法を検討する箇所

2 事業効率に関する評価

費用対効果 (B/C) による評価

原則として、事業実施可能な箇所は $B/C \geq 1.0$ の箇所とする

要望箇所及び実施箇所の決定

整備優先度判定結果

事業効率判定結果

予算上の制約

要望箇所及び実施個所の決定

事前評価システムの体系